

(参考)

「犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）」及び「平成11年農林水産省告示第1628号（犬等の輸出入検疫規則第4条第1項の規程に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）」の改正の概要について

1 改正の趣旨

- (1) 本年1月1日から、アイルランド、スウェーデン及び英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）（以下「英国等」という。）において、EU諸国等（ルーマニア等の狂犬病の発生地域が含まれる。）から輸入される犬猫等の輸入条件を緩和する制度改正が行われた。
- (2) これに伴い、英国等から本邦に輸入される犬等（犬、猫その他の動物をいう。以下同じ。）の輸入検疫について、犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）及び平成11年12月27日農林水産省告示第1628号（犬等の輸出入検疫規則第4条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）を改正し、英国等を指定地域（狂犬病の清浄地域）から削除する等の見直しを行い、本年1月1日から施行したところである。
- (3) 今般、ノルウェー（スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。以下「ノルウェー」という。）において、本年1月1日から英国等と同様の制度改正が行われたことが確認されたことから、ノルウェーから本邦に輸入される犬等の輸入検疫について、英国等と同様の改正を行うこととする。

2 施行期日

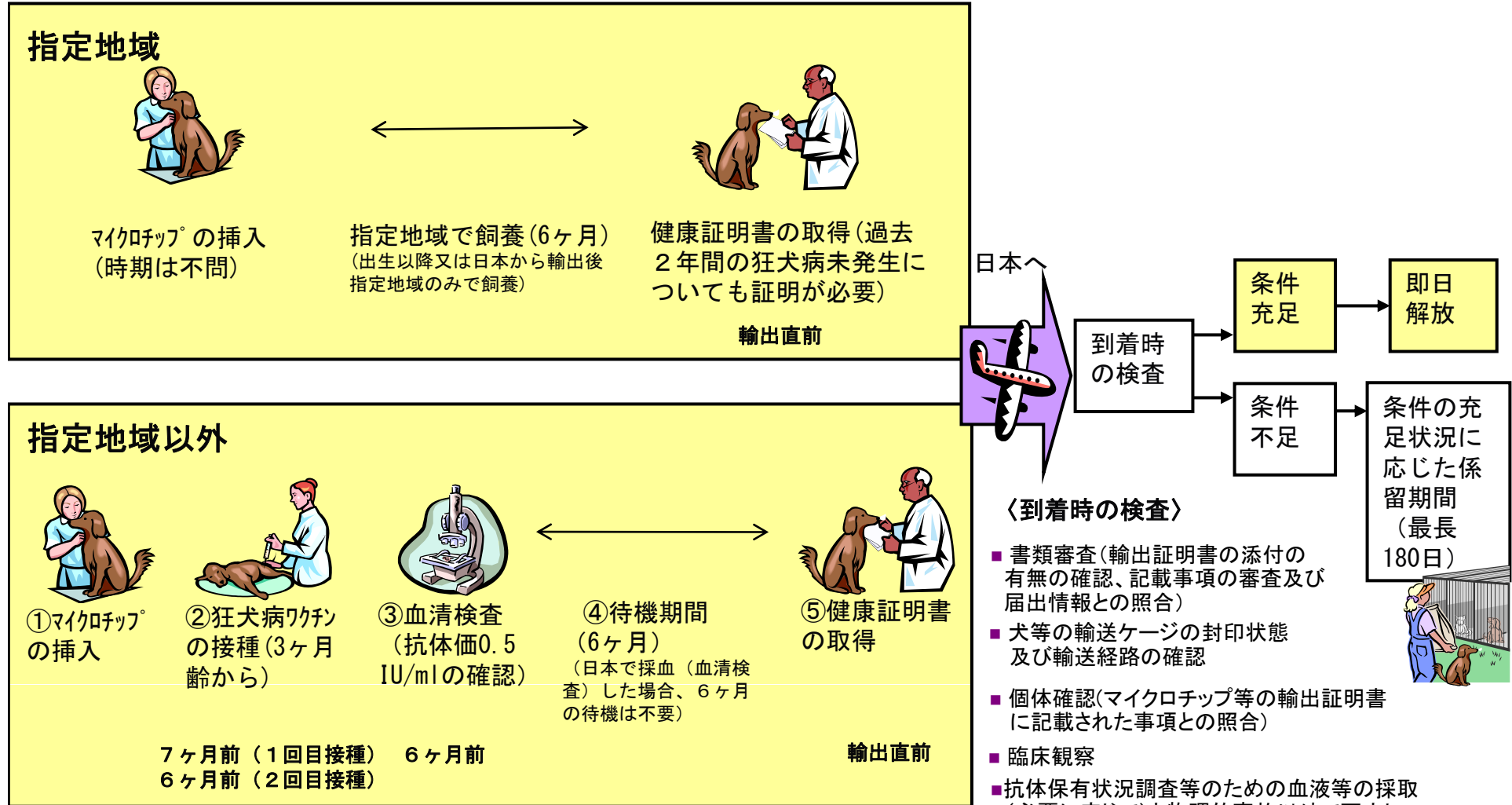
平成24年1月20日とする。

犬等の輸入検疫制度(概要)

別添参考1

犬、猫の輸入に必要な条件

(注) 輸入者は事前に、動物の種類、頭数、滞在国、輸入の準備状況等について動物検疫所に届け出が必要



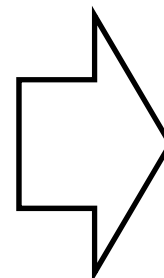
2012年1月20日から7月31日までの間、
ノルウェーからの犬等の輸入に際して、暫定措置(別添参考2参照)が適用される。

あらいぐま、きつね及びスカンクについては、指定地域から輸入する場合は犬及び猫に同じ、その他の国から輸入する場合は180日間の係留が必要。

ノルウェーから日本に輸出される犬等に適用される暫定措置について (2012年1月20日～7月31日まで)

1. 改正前 (2012年1月19日以前)

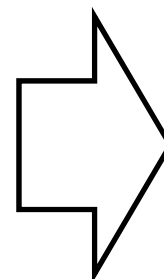
- ① 輸出国政府機関の発行する証明書の添付
 - ・ 狂犬病にかかっていない旨
 - ・ 当該地域に過去2年間狂犬病の発生がない旨
 - ・ 当該地域において過去180日間*飼養されていた旨
- ② マイクロチップの装着



12時間以内の係留
で輸入可

2. 改正後 (2012年1月20日～7月31日)

- ① 輸出国政府機関の発行する証明書の添付
 - ・ 狂犬病にかかっていない旨
 - ・ 当該地域に過去2年間狂犬病の発生がない旨
 - ・ 当該地域において過去180日間*飼養されていた旨
 - ・ 2012年1月1日以降に指定地域以外・日本以外から当該地域に輸入された犬等でない旨
- ② マイクロチップの装着
- ③ 2012年1月1日～到着日に狂犬病に対する免疫の効果
を維持



改正前の要件に加え、追加の要件（左記赤字）を満たせば

12時間以内の係留
で輸入可

*又は、その生産(日本から輸出された犬等の場合はその輸出)以来